

平成25年12月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成25年12月25日(水曜日) 午後3時～午後4時40分

2 開催場所 南大隅町本庁大会議室

3 (1) 出席委員(15人)

会 長	6番	橋 口 初 男
委 員	1番	堂 地 初 男
〃	3番	武 田 榮 一 郎
〃	5番	鞍 掛 牧 生
〃	7番	竹 之 内 勝 男
〃	9番	徳 留 徳 次
〃	10番	神 園 英 市
〃	11番	瀬 崎 寅 蔵
〃	12番	打 越 淳 一
〃	13番	半 田 太 志
〃	14番	溝 田 耕 一
〃	15番	吉 永 一 雪
〃	16番	溝 端 正 次
〃	17番	富 田 良 成
〃	18番	田 中 秀 美
〃	19番	桑 田 勇 一

4 農業委員会事務局職員

事務局長 竹野 洋一

事務局次長 川田原 孝二

事務局係長 中村 玲子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第94号 非農地証明願いに係る証明について

議案第95号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
計画の決定について

議案第96号 地籍調査に伴う農地の地目調査協議について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成25年12月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は、16名です、全員出席ですので総会は成立しております。次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、15番の吉永委員と16番の溝端委員の両名を指名します。本日の会議書記には事務局職員の川田原氏と中村氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。議案第94号非農地証明に係る証明についてを議題と致します。申請は3件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは2ページです。第94号の議案書をご覧ください。今月の非農地証明に係る証明の申請は3件です。議案書をもとに説明します。
(議案第94号受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明) 以上で終わります。

議長： ここで担当委員の現地調査報告を求めます。

17番： 17番、富田です。

議長： 17番、富田委員。

17番： 12月19日に会長、事務局、徳留委員と現地調査行いました。現地は40年以前より宅地であり、宅地への取り付け道路であり地籍調査も終わった所でそのまま畑として残っていたものと考えられます。三角な土地で竹が生い茂っており、農地として耕作できず、非農地としては妥当ではないかと思えます。皆さんの審議方よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

委員： なし

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第92号受付番号1番については、原案どおり証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第94号受付番号1番は原案のとおり証明することに決定いたしました。次に受付番号2番について事務局より説

明をお願いします。

事務局： それでは6ページです。
(議案第94号受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明) 以上で終了します。

議長： ここで担当委員の現地調査報告を求めます。

17番： 17番、富田です。

議長： 17番、富田委員。

17番： 12月19日に会長、事務局、徳留委員と現地調査行いました。現地は北ノ口橋のすぐ横の土地で河川工事の残地で傾斜のある法面であり昔から農地として利用されてなくて、非農地としては妥当ではないかと思えます。皆さんの審議方よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

委員： なし

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第92号受付番号2番については、原案どおり証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第92号受付番号2番は原案のとおり証明することに決定いたしました。次に受付番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは9ページです。
(議案第94号受付番号3番議案書をもとに朗読及び説明) 以上で終了します。

議長： ここで担当委員の現地調査報告を求めます。

13番： 13番、半田です。

議長： 13番、半田委員。

13番： 19日に会長、事務局、竹之内委員、代理人〇〇〇氏と現地調査行いました。現地は門木自治会中心にあり30以上にわたり地区の防火用水と町の防災無線が立っており非農地としては妥当ではないかと思えます。皆さんの審議方よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

委員： なし

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第92号受付番号3番については、原案どおり証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第94号受付番号3番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長： 次に、議案第95号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議案に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、12ページの議案書をご覧ください。町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第95号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 只今、事務局の説明がありましたが、委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

(発言なし)

議長： それでは、質疑に入ります、ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第95号については、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第95号は原案のとおり決定いたしました。次に議案第96号地籍調査に伴う農地の地目調査の協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 18ページの議案第96号の議案書をご覧下さい。町長より地籍調査に伴う農地の地目調査協議について意見を求められています。それでは議案書をもとに説明します。

(議案第96号の議案書をもとに朗読及び説明) 以上で終わります。

議長： ここで、担当委員の現地調査報告を求めます。

19番： 19番、桑田です。

議長： 19番、桑田委員。

19番： 19日に会長、事務局、役場地籍課職員現地調査を行いました。調査区域は川田代集落内を走る農免道路の周辺で地籍調査によって地目が原野又は雑種地に変えられた現況を確認したところ、確かに変更後の地目に間違いはないと確認できましたので報告いたします。

議長： ありがとうございます。只今、事務局、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

委員： なし

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第96号については、原案どおり承認することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第96号は原案のとおり承認し町長に意見を送付します。

議長： 以上で、本日の議案の審議などすべてを終了しました。
次にその他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について
②あっせん申出書について
③行事予定について

議長： よろしいですか。以上をもちまして、平成25年12月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員